

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 5 号の規定による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(扶養手当)	(扶養手当)
第7条略.....	第7条略.....
2略.....	2略.....
3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。 (1) 職員（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行（1）4級職員」という。）を除く。 <u>第4号において同じ。</u> ）の扶養親族である <u>父母等</u> （前項第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円 (2) 行（1）4級職員の扶養親族である <u>父母等</u> 3,000円 (3) 職員の扶養親族である子（前項第2号に掲げる扶養親族である子をいう。以下同じ。） 11,500円 (4) 職員の扶養親族である <u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u> 3,000円	3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。 (1) 職員（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行（1）4級職員」という。）を除く。）の扶養親族である <u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等</u> （前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円 (2) 行（1）4級職員の扶養親族である <u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等</u> 3,000円 (3) 職員の扶養親族である子（前項第2号に掲げる扶養親族である子をいう。以下同じ。） 9,000円
4略.....	4略.....
第9条略.....	第9条略.....
2略.....	2略.....
3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日で	3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日で

<p>あるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 及び(2)略.....</p> <p>(3) 扶養親族である<u>父母等</u>で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級職員が行(1) 4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 及び(5)略.....</p> <p>4及び5略.....</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2略.....</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の14</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3略.....</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1)略.....</p> <p>(2) 第10条の4第1項、<u>第3項又は第4項</u>の規定により単身赴任手当を支給される職員かつ前号に定める年齢の要件を満たす職員で、世帯主又はこれに準ずる職員であるもののうち、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2～4略.....</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条略.....</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日</p>	<p>あるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 及び(2)略.....</p> <p>(3) 扶養親族である<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等</u>で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級職員が行(1) 4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 及び(5)略.....</p> <p>4及び5略.....</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2略.....</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3略.....</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1)略.....</p> <p>(2) 第10条の4第1項又は<u>第3項</u>の規定により単身赴任手当を支給される職員かつ前号に定める年齢の要件を満たす職員で、世帯主又はこれに準ずる職員であるもののうち、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2～4略.....</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条略.....</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日</p>
--	--

までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額をその者の支給対象期間につき前項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が150,000円を超えるときは、150,000円に支給月数を乗じて得た額

(2)略.....

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額にその者の支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が150,000円を超えるときは、150,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額にその者の支給月数を乗じて得た額

3略.....

(単身赴任手当)

第10条の4略.....

2略.....

3 第1項の規定は、新たに職員となった者について準用する。この場合において、同項中「勤務場所の変更の命令又は在勤する勤務場所の移転（以下「変更命令等」という。）に伴い」とあるのは、「新たに

までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額をその者の支給対象期間につき前項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

(2)略.....

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額にその者の支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額にその者の支給月数を乗じて得た額

3略.....

(単身赴任手当)

第10条の4略.....

2略.....

職員となったことに伴いと、「変更命令等の直前の住居から変更命令等の直後に在勤する勤務場所」とあるのは、「新たに職員となる直前の住居から新たに職員となった直後に在勤する勤務場所」と読み替えるものとする。

4 第1項及び前項の規定により単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第10条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2及び3略.....

第2条 立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条略.....</p> <p>2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条略.....</p> <p>2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項に規定する東京</p>

		<u>都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>
(1)略.....	
(2)略.....	
(3)略.....	
(4)略.....	
(5)略.....	
3	扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。	扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。
(1)	職員（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）を除く。）の扶養親族である父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円	（1） 職員（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）を除く。第4号において同じ。）の扶養親族である父母等（前項第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円
(2)略.....	(2)略.....
(3)	職員の扶養親族である子（前項第1号に掲げる扶養親族である子をいう。以下同じ。） <u>13,000円</u>	(3) 職員の扶養親族である子（前項第2号に掲げる扶養親族である子をいう。以下同じ。） <u>11,500円</u>
4略.....	(4) 職員の扶養親族である配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 <u>3,000円</u>
第9条略.....	4略.....
2略.....	第9条略.....
3	扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日で	2略.....
		3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日で

<p>あるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</p> <p>(1)～(3)略.....</p> <p>(4) 扶養親族である<u>父母等</u>で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員以外のものが行(1)4級職員となった場合</p> <p>(5)略.....</p> <p>4及び5略.....</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1)略.....</p> <p>(2) 第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定により単身赴任手当を支給される職員かつ前号に定める年齢の要件を満たす職員で、世帯主又はこれに準ずる職員であるもののうち、<u>配偶者</u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は<u>東京都オリンピック憲章</u>にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2～4略.....</p>	<p>あるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</p> <p>(1)～(3)略.....</p> <p>(4) 扶養親族である<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等</u>で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員以外のものが行(1)4級職員となった場合</p> <p>(5)略.....</p> <p>4及び5略.....</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1)略.....</p> <p>(2) 第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定により単身赴任手当を支給される職員かつ前号に定める年齢の要件を満たす職員で、世帯主又はこれに準ずる職員であるもののうち、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が</u>居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2～4略.....</p>
--	---

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

